

## 論点検討資料（目的，基本原則）（案）

## 【条例素案（たたき台）】

## （目的）

第〇条 この条例は、市民主権の理念にのっとり、本市における自治の基本理念および自治運営の基本原則を明らかにするとともに、市民、議会および執行機関の役割および責務ならびに参加と協働によるまちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治を確立することを目的とする。

## （基本理念）

第〇条 市民および市は、次に掲げる基本理念にのっとり、市民自治の確立を目指すものとする。

- (1) まちづくりの主権者は、市民であること。
- (2) 市民が地域の課題を自ら解決していくことを基本として、主権者である市民の信託に基づく市は、個人の尊厳と自由が尊重され、かつ、公正で開かれた市民主体の市政を推進すること。

## （自治運営の基本原則）

第〇条 市民および市は、次に掲げる基本原則にのっとり、自治運営を行うものとする。

- (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
- (2) 市民参画の原則 市民の参画の下で市政の運営が行われること。
- (3) 協働の原則 協働して公共的課題の解決に当たること。

## 【市民委員会の提言】

### 1 総則

#### ▪ 目的

- ・市民主権を基本とし、市民、行政、議会の役割や関係を明らかにし、住民自治の基本理念や自治体運営の基本原則を定めます。
- ・市民が主体的に市政に参加・協働するルールを定めます。
- ・住民自治を実現します。

#### ▪ 基本原則

- ・基本原則として、「情報共有」、「過程明示」、「参加・協働」の3原則を位置付けます。

## 【論 点】

### 1 基本原則の項目

- ・「情報共有」、「過程明示」、「参加・協働」の3原則
- ・「過程明示の原則」の位置付け

### 2 市民自治（住民自治）を、どこに、どのように盛り込むか

- ・目的
- ・基本理念
- ・基本原則

## 【他市の比較資料】

### 1 他市の自治基本条例における「基本原則」の項目比較

	基本原則				
	情報共有	参加	参画	協働	
市民委員会の提言	○	○		○	過程明示
川崎市	○	○		○	
静岡市					
札幌市	○	○			信託と責任
新潟市	○		○	○	
豊田市	○		○	○(共働)	説明責任
岐阜市	○		○	○	相互理解及び信頼関係，地域特性，交流
大和市	○	○		○	法令の自主解釈，財政自治，対等及び協力
太田市	○	○		○	健全な財政運営，人権，男女共同参画
平塚市	○	○		○	
三鷹市					
帯広市					
さぬき市	○	○		○	
善通寺市	○		○	○	
丸亀市	○		○	○	人権尊重，自主性の尊重

## 2 住民自治の規定について

		他市の自治基本条例等
目的	「川崎市自治基本条例」	<p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区の在り方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、<b>市民自治を確立することを目的とします。</b></p>
	「岐阜市住民自治基本条例」	<p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、<b>本市における住民自治の基本理念を明らかにするとともに</b>、住民自治に係る市民の権利及び役割、市の責務並びに市政運営の原則及び市民参画の制度を定めることにより、自治の進展を図り、もって個性豊かで活力に満ちた自立する都市を実現することを目的とする。</p>
基本理念	「岐阜市住民自治基本条例」	<p>第2章 住民自治の基本理念 (基本理念)</p> <p>第4条 市民は、まちづくりの主権者である。</p>
	「札幌市自治基本条例」	<p>第1章 総則 (基本理念)</p> <p>第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。 (2, 3は省略)</p>
その他	「伊賀市自治基本条例」	<p>第4章 住民自治のしくみ 第1節 住民自治 (住民自治の定義)</p> <p>第21条 <b>住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。</b></p> <p>2 住民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア・市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれるものとする。 (住民自治に関する市民の役割)</p> <p>第22条 私たち市民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めなければならない。</p> <p>2 私たち市民は、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。 (住民自治に関する市の役割)</p> <p>第23条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う住民自治活動を尊重しなければならない。</p> <p>2 市は、非営利、非宗教及び非政治の住民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援する。</p>

※ 目的または基本理念に住民自治を盛り込んでいる自治基本条例が多数である。

3 条文比較表（目的、基本理念、基本原則）

	新潟市自治基本条例 (H20. 2. 22施行)	札幌市自治基本条例 (H19. 4. 1施行)	岐阜市住民自治基本条例 (H19. 4. 1施行)	静岡市自治基本条例 (H18. 4. 1施行)	豊田市まちづくり基本条例 (H17. 10. 1施行)	川崎市自治基本条例 (H17. 4. 1施行)
目的	第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を示すとともに、市民の権利及び責務並びに市議会(以下「議会」といいます。 )及び市長等の役割及び責務を明らかにし、市政運営の諸原則を定めることにより市民自治の確立を図ることを目的とします。	第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関(以下「市長等」という。 )の役割及び責務並びにまちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。	第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、本市における住民自治の基本理念を明らかにするとともに、住民自治に係る市民の権利及び役割、市の責務並びに市政運営の原則及び市民参画の制度を定めることにより、自治の進展を図り、もって個性豊かで活力に満ちた自立する都市を実現することを目的とする。	第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、静岡市のまちづくりの基本理念及び市政運営の基本原則を明らかにするとともに、まちづくりに関する市民の権利及び義務並びに市議会及び市の執行機関の役割及び責務を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。	第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、前文に掲げた自治の基本理念にのっとり、本市のまちづくりの基本的な原則を確認し、市民の権利及び責務並びに議会及び執行機関の責務を明らかにするとともに、参画と共働及び市政経営の基本事項を定めることにより、市民による自治の確立を図り、もって自立した地域社会の実現を図ることを目的とします。	第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関(以下「市長等」といいます。 )の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区の在り方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、市民自治を確立することを目的とします。
基本理念	第1章 総則 (自治の基本理念) 第4条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により市民自治の確立を目指すものとします。 (1) 個人の尊厳及び自由が尊重され、かつ、公正で開かれた市民主体の市政を推進すること。 (2) 地域の特性及び独自性を尊重した地域自治を推進すること。	第1章 総則 (基本理念) 第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。 2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。 3 市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。	第2章 住民自治の基本理念 (基本理念) 第4条 市民は、まちづくりの主権者である。	第2章 まちづくりの基本理念 (市民主体のまちづくり) 第4条 まちづくりの主体である市民は、自主的に、又は市と協働して、静岡市の現在及び未来に責任を負うことのできるまちづくりを行うものとする。 2 市民は、積極的にまちづくりに参画し、まちづくりの推進に努めるものとする。 (情報の共有) 第5条 市民及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、それぞれが保有するまちづくりに関する情報を共有するものとする。 (人と人との連携) 第6条 市民及び市は、人と人との相互のつながりを大切にすることがまちづくりにとって重要であるとの認識の下に、まちづくりを行うものとする。 2 市民及び市は、まちづくりに関する情報を広く国内はもとより海外にも発信するとともに、広範な範囲の人々の知恵、意見等を積極的に取り入れ、まちづくりを行うものとする。 3 市民及び市は、世界中の様々な人々や文化が共存共生し、新たな価値を生み出すまちづくりを行うものとする。 (人づくり) 第7条 市民及び市は、市民主体のまちづくりを推進するため、市民の自立性をはぐくむ環境を積極的に整備するものとする。		第1章 総則 (基本理念) 第4条 市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。 (1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。 (2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。 (3) 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。
基本原則	第1章 総則 (自治の基本原則) 第5条 市民及び市は、それぞれの果たすべき役割及び責任を担い、自らを律し、並びに自主的かつ自立的に行動するとともに、次に掲げる基本原則により自治運営を行うものとします。 (1) 市政に関する情報を共有すること。 (2) 市民の参画の下で市政の運営を行うこと。 (3) 協働して公共的課題の解決に当たること。	第1章 総則 (まちづくりの基本原則) 第5条 まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。 2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。 3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。	第2章 住民自治の基本理念 (基本原則) 第5条 市民及び市は、次に掲げる事項を基本としてまちづくりを進めるものとする。 (1) 市民の自発的な市政への参画及び主体的な活動によること。 (2) 役割分担及び協働によること。 (3) 情報を共有すること。 (4) 人と人をつなぐを大切に、相互理解及び信頼関係によること。 (5) 地域の特性を生かすこと。 (6) 広く交流を深め、情報交換を図り、得られた知識及び意見を生かすこと。		第2章 まちづくりの基本的な原則 (市政への参画) 第4条 執行機関は、政策等の立案、実施又は評価のそれぞれの過程において、市民の参画を図らなければなりません。 (共働によるまちづくり) 第5条 市民及び市は、共通の目的を実現するために、互いの立場を尊重し、対等な関係に立って、共にまちづくりを推進することに努めるものとする。 (情報の共有) 第6条 市は、市が保有する情報について、市民との共有に努めなければなりません。 (説明責任) 第7条 執行機関は、政策等の立案、実施又は評価のそれぞれの過程において、市民に分かりやすく説明しなければなりません。	第1章 総則 (自治運営の基本原則) 第5条 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。 (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。 (2) 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。 (3) 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。 2 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことにより、市民が特別の不利益を受けることのないようにします。